

マージン率等に係る情報提供

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

アイ.エム.サービス株式会社

許可番号 派13-310113

事業年度:2023年4月1日~2024年3月31日

1.労働者派遣の実績及びマージン率

東京本社

- ①派遣労働者数 3人
②派遣先の数 3事業所
③労働者派遣の料金(1日8時間当たりの平均)・・・ 38,231円
④派遣労働者の賃金(1日8時間当たりの平均)・・・ 27,800円
⑤マージン率(③-④)÷③ × 100・・・ 27.2%

秋田営業所

- ①派遣労働者数 3人
②派遣先の数 2事業所
③労働者派遣の料金(1日8時間当たりの平均)・・・ 33,881円
④派遣労働者の賃金(1日8時間当たりの平均)・・・ 23,912円
⑤マージン率(③-④)÷③ × 100・・・ 29.4%

2.派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- ①キャリアコンサルティングの相談窓口 東京本社 /担当 荻原 宏之 TEL03-5408-3400
秋田営業所/担当 吉田 友彦 TEL018-865-6611
②キャリアアップに資する教育訓練(教育訓練費用は会社負担、賃金支給は有給で実施)

訓練の内容	対象者	方法	一人当たりの平均実施時間
新規採用者訓練	未経験新規採用者	OJT	5時間
能力向上訓練	採用から1年経過後の希望者	OFF-JT	8時間

3.その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

マージンには以下の費用が含まれます

- ①健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険、雇用保険料労災保険料などの事業主負担分
②営業スタッフの人件費及び活動費(交通費、通信費)
③労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、運営費用を差し引いた利益
④キャリアアップ支援にかかる費用

4.派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ①労使協定を締結している(労使協定の有効期間終期:令和7年3月31日)
②協定労働者の範囲:システムエンジニア、プログラマー業務に従事する従業員